

平成27年度 第5回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成27年8月24日（月） 午後2時 開議

日程第1 承認事項 会議録の承認について（平成27年度第4回定例会）

日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成27年度第2回臨時会）

日程第3 報 告 教育長報告

日程第4 議案第12号 宮古島市教育事務事業点検評価実施要綱について

日程第5 その他

議案第12号

宮古島市教育事務事業点検評価実施要綱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成27年8月24日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育事務事業点検評価を実施するには、要綱を制定する必要があるので、本案を提出します。

## 別紙

### 宮古島市教育事務事業点検評価実施要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「教育事務事業点検評価」という。）について必要な事項を定めるものとする。

#### (教育事務事業点検評価委員会)

第2条 教育事務事業点検評価は、教育委員会を主体とし、点検及び評価を的確かつ円滑に執行するため、教育事務事業点検評価委員会（以下「点検評価委員会」という。）を置く。

2 点検評価委員会は、教育部長、生涯学習部長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習振興課長をもって構成し、委員長に教育部長、副委員長に生涯学習部長をもって充てる。

3 委員長は、点検評価委員会を代表し、その事務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その事務を代理する。

#### (点検及び評価する事務)

第3条 教育事務事業点検評価で点検及び評価する事務は、教育委員会の権限に属する事務（教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務を含む。）で、前年度に執行されたもののうちから点検評価委員会が抽出した事務とする。

#### (点検及び評価の時期)

第4条 教育事務事業点検評価は、前年度決算後速やかに実施するものとする。

#### (点検及び評価の方法)

第5条 教育事務事業点検評価は、第3条の規定により抽出した事務を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める組織が行うものとする。

(1) 内部評価 点検評価委員会

(2) 外部評価 教育事務事業点検評価のために置かれる外部評価委員

#### (外部評価委員の設置)

第6条 教育委員会は、事務の点検評価に際し、その客観性の確保を図るため、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するものとする。

2 前項の学識経験を有する者の知見を活用するため、外部評価委員を設置する。

3 外部評価委員は、3名以内とし、次に掲げる者の中から教育長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他教育長が必要と認めた者

4 外部評価委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(報告書の作成及び公表)

第7条 教育事務事業点検評価の結果に関する報告書（以下「報告書」という。）は、点検評価委員会が作成し、前条の規定による外部評価委員の評価を付して、教育長が教育委員会に付議するものとする。

2 教育委員会は、報告書を作成し、議会に提出するものとする。

3 報告書は、前項の提出を行った後、速やかにホームページで公表するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、教育事務事業点検評価の業務に必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、第1条中「第26条」とあるのは「第27条」とする。